

## 第4次清瀬市子供読書活動推進計画（案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

令和8年1月5日から令和8年1月31日までの間、第4次清瀬市子供読書活動推進計画（案）に対する意見募集を行った結果、5人の方から16件の意見が提出されました。

これらの意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

### 1 パブリックコメントの概要について

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 意見の募集期間 | 令和8年1月5日から令和8年1月31日まで   |
| (2) 資料の閲覧場所 | 市ホームページ、地域市民センター、駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、市役所本庁舎行政資料コーナー（市役所本庁舎1階） |
| (3) 提出方法    | 駅前図書館、郵送、ファックス、電子メール（LOGO フォーム）   |
| (4) 意見応募者数  | 5人  |
| (5) 意見件数    | 16件   |

## 2 意見等の概要及び意見に対する市の考え方

No.	ご意見
1	子供の読書活動の推進に関する施策として地域図書館の再開してほしいと思います。

No. 1 に対する 市の考え方	近年、市民の図書館利用状況が減少傾向にあることや、図書館への来館が困難な方々の利用促進のため、市では新たな図書館サービスを実施しており、地域図書館の廃止はその実施環境を整備するために行ったものです。どうぞご理解ください。
---------------------	--

No.	ご意見
2	多文化的な背景をもつ子どもたちが地域で共に暮らしている現状を踏まえ、異文化に触れ、理解を深める読書体験についても、今後の計画の中で位置づけていただけると幸いです。

No. 2 に対する 市の考え方	市の教育委員会でも、多様化する現代社会において他者への共感力や広い視野を養うため、読書を通じて多文化・異文化に触れ合うことの大切さを認識しております。そのため、図書館で所蔵している外国語の絵本の活用を促進していきたいと考えています。「第3章 第4次清瀬市子供読書活動推進計画の具体的な取組」の図書館による取組の事業例の中に、「外国語の絵本コーナーの情報発信」を追記いたします。
---------------------	--

No.	ご意見
3	活字による読書が困難な子どもたちに向けて、マルチメディア DAISY をはじめとする、さまざまな障害に配慮した読書環境についても、章立てして触れていただけると、国の基本計画との整合性がより高まると感じます。

No. 3 に対する 市の考え方	p. 19 「④読書活動や図書館の利用がしにくい子供への取組」の中の事業例であげておりますので原文のままとさせていただきます。
---------------------	---

No.	ご意見
4	<p>取組の方向性には共感しますが、読書に興味のない子どもが、どのように「おうち図書館」等を利用し、読書推進につながるのかについては、ややイメージが持ちにくいです。</p> <p>図書館に来てもらう取組に加えて、子どもや保護者がいる場所へ出向くアウトリーチ型の取組や、本を借りる前に「本に触れる時間」を増やす仕組みについても、具体例が示されるとよいのではないかと思います。</p>

No. 4に対する市の考え方	<p>子供達の読書への意欲を喚起することは大変重要であると認識しております。こちらに関する取組に関しましては、清瀬市教育振興基本計画で表してまいります。</p>
----------------	--

No.	ご意見
5	<p>「読み手のスキルの向上を図ります」とありますが、どのような研修や支援を想定しているのかについて、簡単に触れていただくと、現場でのイメージがしやすくなると感じました。</p>

No. 5に対する市の考え方	<p>ご意見を踏まえてご指摘箇所については「図書館との連携を図りながら読み手のスキルの向上を図ります」といたします。</p>
----------------	--

No.	ご意見
6	<p>レファレンスサービスなどの専門性を、より活かせる仕組みがあるとよいと感じました。本を探す段階での丁寧な関わりが、読書への第一歩につながる子どもや保護者も多いのではないのでしょうか。</p>

No. 6に対する市の考え方	<p>p.19 ④を「読書活動や図書館の利用がしにくいすべての子供への取組」とし、事業内容を「本を読むことや、図書館利用に特別な支援の必要な子供をはじめ誰もが読書を楽しめる環境を整備する。」といたします。</p>
----------------	--

No.	ご意見
7	未就学児の保護者へのアンケートは、図書館来館者を対象としているため、もともと本や絵本に関心の高い層の意見が中心になっている可能性を感じました。図書館に来ていない家庭や、本に触れる機会の少ない層の潜在的なニーズについても、今後把握できると、より実態に即した読書推進につながるのではないかと思います。

No. 7に対する 市の考え方	今後の検討課題とさせていただきます。
--------------------	--------------------

No.	ご意見
8	中高生の不読率が課題として示されている一方で、高校生がどのように読書や図書館と関わるのかについての具体的な記載は少なく感じました。中高生が小学生におすすめの本を紹介する取組や、本以外の内容も含めて匿名で相談ができる仕組みなど、読む前の段階で本や図書館と関わるきっかけづくりがあるとよいのではないかと思います。

No. 8に対する 市の考え方	本計画であげている事業例は、中高生のための資料を集めたティーンズコーナーの設置や中高生がイベント企画等を行うティーンズ図書委員会の運営を通して、高校生も読書活動や図書館との関わりを持つことを促進していくことを想定しています。そのため原文のままとさせていただきます。
--------------------	--

No.	ご意見
9	課題と取組がページをまたいで記載されているため、「この課題に対して、どの取組が対応しているのか」が分かりにくい印象を受けました。 また、読書推進に関心を持ち、何らかの形で関わりたいと考える市民が、気軽に問い合わせや相談ができる窓口や、関わり方が分かる仕組みがあると、取組がより広がり、継続性のあるものになるのではないかと感じました。

No. 9 に対する 市の考え方	今後の検討課題とさせていただきます。
---------------------	--------------------

No.	ご意見
10	<p>1. 委員の構成第3条「図書館協議会委員 古川」（「図書館協議会」はHPで検索できない、運営されているのか。）と定められているが、協議会に市民を参画させるべきだ、特に図書館利用者。2. 計画の市民への説明。3. 市には多くの計画があるが市の職員にすら周知されていない計画が多い。計画（戦略）有って、具体化（戦術）がない。「図書館サービス基本方針」は図書館職員すら知らない 4. 実施要綱に次の項目を明文化する①計画の具体化組織（行政、議員、市民等）②年度別具体化計画及び実施状況（PDCA）の市民への説明 5. 「第三次計画による成果と課題を検証した」とされているが、検証結果を市民に説明して欲しい。6. 計画の目標及び結果を数値化して欲しい 7. パブコメ提出者に説明機会を与える旨を明記して欲しい。なお、当意見は他のパブコメ募集に共通することも多い、他の部門と情報を共有して欲しい。</p>

No. 10 に対する 市の考え方	いただいたご意見は関係する課に情報共有させていただきます。
----------------------	-------------------------------

No.	ご意見
11	<p>身近に読書環境を作ることから言えば、地域にやはり「図書館」は必要です。そして、そこにはやはり専門の「司書さん」がいて「読み聞かせ」をはじめとして、展示の仕方を工夫したり、手に取って読みたくなるような工夫やイベントなど多彩な取組みの工夫をすべきです。</p>

No. 11 に対する 市の考え方	現在も各図書館で読み聞かせや展示、イベントを開催しております。今後も、令和8年2月に開館した南部図書館を含め、子供が本に興味を持つような活動に取り組んでまいります。
----------------------	--

No.	ご意見
12	学校図書館にも、しっかりと「司書教諭」を配置して、豊かな取組みが必要だと思います。 授業の中にも、もっともっと本を活用して、「本」の魅力につながるような「授業」のあり方も考えていくべきです。

No. 12 に対する 市の考え方	<p>司書教諭は、子供たちの読書活動の充実を図るために大変重要な役割を担っており、都には、毎年、司書教諭の適切な配置を要求しています。加えて、学校図書館には、以前から、市として図書館運営支援員の配置も行っており、読書環境の充実に努めています。</p> <p>授業における本の活用については、これまでも各学校で、様々な取組が行われています。特に、令和7年度は、読書活動研究実践校を指定し、読書活動の充実を図る研究も進めております。今後は、本実践から得られた研究成果等を市内小・中学校で共有していく予定です。</p>
----------------------	--

No.	ご意見
13	<p>パブリックコメントの説明書に資料として、「子ども読書活動の推進に関する法律」を読みました。</p> <p>①子どもの成長の分析 ②子どもの自主性の重視 ③環境の整備</p> <p>ぜひ、この条件に合う施策を清瀬市として作成してください。</p>

No. 13 に対する 市の考え方	本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定するものであり、本計画に沿って子供の読書活動への各取組を推進して参ります。
----------------------	--

No.	ご意見
14	<p>読書環境は、子ども図書館だというづくりが望ましい。</p> <p>また、市立図書館と学校図書館とは違うことをはっきりと線を引くことだと思います。市立図書館を減らしたからその代わ</p>

	りに学校図書館を利用活用などと安易な施策にしないでほしい。
--	-------------------------------

No. 14 に対する 市の考え方	本計画では、市立図書館、学校図書館それぞれの役割を担いつつ、連携を図ることにより、子供の読書の場を増やすことを目的としております。
----------------------	---

No.	ご意見
15	子供読書活動推進は、幼稚園・保育園・学童クラブ・児童センター・集い・学校・ボランティア活動で行われています。より一層、読書に興味を持ち、子供が言葉・感情・表現力・想像力・今後の生き方などが少しでも受け取れるものにしたいものです。

No. 15 に対する 市の考え方	ご意見として承ります。
----------------------	-------------

No.	ご意見
16	「きよせの100冊本」にこだわらず、150冊でも何冊でも子どもたちが自分で出会った本に大事なじかんとして興味を持ち、楽しんでほしい。 清瀬は清瀬らしく、子どもに添って計画できる柔軟なものをと、考えたらいかがでしょうか。

No. 16 に対する 市の考え方	「清瀬の100冊」は、清瀬市の未来を担う子供たちが、生き活きと明るく、そして豊かな創造力を育めるよう、児童・生徒の心に残る素晴らしい本との出会いを願い選定されたものです。この「清瀬の100冊」をきっかけとし、心に残る素晴らしい本との出会いを多くの子供たちに経験してほしいと考えており、読書の範囲を限定しているものではないことをご理解ください。
----------------------	---